

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、経営環境変化に迅速に対応できる組織体制と公正な経営システムを構築、維持することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としています。その施策として、執行役員制度の拡充および取締役会の活性化と迅速な意思決定による経営のスピードアップ、コンプライアンスおよびリスクマネジメントと一体となった内部統制体制の強化、ディスクロージャーの向上などを推進しています。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	20,845,000	7.04
明治安田生命保険相互会社	20,742,707	7.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	20,262,000	6.84
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,672,477	2.59
太陽生命保険株式会社	7,411,520	2.50
全国共済農業協同組合連合会	6,942,000	2.34
東京海上日動火災保険株式会社	6,768,000	2.29
サジャップ	6,360,000	2.15
野村信託銀行株式会社(投信口)	5,084,000	1.72
ザ チェース マンハッタン バンク 385036	5,065,000	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情



氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
西村 信哉	○	——	<p>&lt;社外監査役選任理由&gt; 他社における監査役の経験と豊かな能力・識見を生かした、独立の立場での監査が期待できるため。</p> <p>&lt;独立役員指定理由&gt; 主要な取引先の業務執行者など、独立性に懸念ありとされる所定要件には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため。</p>
上田 温之	○	——	<p>&lt;社外監査役選任理由&gt; 他社における経営者としての豊かな能力・識見を生かした、独立の立場での監査が期待できるため。</p> <p>&lt;独立役員指定理由&gt; 主要な取引先の業務執行者など、独立性に懸念ありとされる所定要件には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しているため。</p>

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
その他独立役員に関する事項	

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しているとおりです。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

第148期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)の有価証券報告書で開示のとおり、取締役報酬等の額は328百万円です。内訳は以下のとおりです。  
月額報酬 12名 256百万円(平成22年6月29日開催の第147期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含む)  
業績連動報酬 11名 72百万円  
(注)上記には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上ならびに継続的な企業価値の増大に向けて経営を行うという取締役の職責を考慮し、固定報酬である月額報酬と業績連動報酬で構成しています。取締役の月額報酬は、各取締役の役位および担当する役割の大きさに応じて、また、業績連動報酬は、当該事業年度の当社グループの業績等を総合的に勘案して決定しています。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、監査役室にスタッフ2名を配置し、監査役業務の補助をしています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- (1)会社の機関としては、意思決定・監督機関として取締役会を、業務執行機関として取締役社長、役付取締役、担当取締役、執行役員ならびに常務会、経営連絡会を、監査機関として監査役会および会計監査人を設置しています。
- (2)取締役会は、監査役も出席し、原則として毎月1回開催し、経営方針等会社の業務執行上の重要な事項に関する意思決定を行うとともに、取締役および執行役員その他の経営幹部から業務執行状況の報告を受け、取締役の業務執行が適正に行われるよう監督しています。
- (3)取締役社長が、会社を代表して業務を執行し、その業務執行を補佐するための役付取締役、ならびに事業分野や営業・技術・製造・管理やリスクマネジメントなどの機能についての担当取締役、および効率的に業務を執行するための執行役員を置いています。
- (4)常務会は、取締役社長の諮問機関として役付取締役により構成され、原則として毎月2回開催し、経営上の重要事項を審議するとともに、重要情報の交換・共有の場としています。経営連絡会は、取締役社長が指名する者(役付取締役・担当取締役など)で構成され、毎月複数回開催し、経営課題の検討と経営情報の交換・共有を行っています。
- (5)監査役会は、常勤監査役および社外監査役で構成され、原則として毎月1回開催し、取締役の職務執行の監査に関する重要な事項について、各監査役から報告を受け、協議を行い、決議を行っています。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、年間監査計画にもとづき監査役監査を実施しています。また、監査役会を補助する組織として監査役室を設置し、スタッフ2名を配置しており、その人事関連事項については監査役会の事前の同意を得るものとしています。
- (6)常勤監査役2名は、当社業務に通暁し、それぞれ当社経理部門および金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。常勤監査役は、取締役・執行役員などの経営幹部と適宜意見交換を行い、経営に係る重要な社内会議に参加し、監査業務の遂行による知見や自らの経営者としての経験等も踏まえ、重要な経営課題に対する業務執行の状況とその結果について客観的に評価し、必要に応じて取締役・取締役会に対して助言を行っています。社外監査役2名は一般株主と利益相反のない独立役員であり、他社における経験を活かし、客観的・中立的な立場から監査を行っています。常勤監査役と社外監査役は、原則毎月1回開催される監査役会で情報共有をはかっています。
- (7)会計監査については、有限責任監査法人トーマツに依頼しています。業務を執行する公認会計士は、公認会計士法の規定に従い定期的に交代しており、現在の公認会計士は、佃弘一郎、岩淵貴史であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他9名です。
- (8)その他に、リスク・倫理会議など分野・機能ごとに各種専門委員会を置いてリスクマネジメントや内部統制の充実をはかっています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

- (1)当社は、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会など会社を取り巻くステークホルダー全体の利益に十分に目を配り、バランスの取れた確で迅速な意思決定と業務執行を行い、長期的な視点で事業を発展させ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を不断に向上させるとともに社会的責任を果たしていくことを経営上の基本方針としており、こうした企業経営を行うためのコーポレート・ガバナンスをめざして、現状の体制を採用しています。
- (2)当社の事業分野は広範で多岐にわたっており、また極めて高度な専門的・技術的背景を持っています。当社は、こうした複雑・多岐にわたる業務執行の意思決定を的確かつ迅速に行える体制を確保すると同時に、職務執行の監視・監督の面でも実情に即してきめ細かく目配りできる体制が重要と考えており、取締役会は実質的な審議を行うことができる適正な規模とし、当社の事業内容に通暁し内部事情に精通している社内取締役が、前記(1)の経営上の基本方針を十分に認識し踏まえて、業務執行の意思決定を行うとともに、各取締役の職務執行の状況を各々独自の観点から相互に監視・監督し、併せて、独立役員である社外監査役2名を含む監査役・監査役会が、取締役の職務執行および内部統制システムの構築・運用の状況を監査するという、現状の体制が適切・有効であると判断しています。
- (3)社外監査役(2名)は、当社と特別の利害関係のない他社において取締役および監査役などの豊かな経験を積み、優れた能力・識見を有する独立役員であり、当社経営陣から独立した客観的・中立的な立場で取締役会に出席することを通じて、当社取締役が適切に説明責任を果たして業務執行の決定・報告を行うことを促し、経営の透明性を高めることに貢献しています。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日から3週間程度前に発送している。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算、第2四半期決算の開示後に代表取締役社長による説明会を開催している。また、第1四半期決算、第3四半期決算の開示後には担当役員による電話会議を実施している。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、経営計画資料、アニュアルレポート、FACT BOOK、事業のご報告、IRカレンダー等を掲載している。また、IRに関するお知らせ、プレスリリースの最新情報も掲載している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略室にIRグループを設置している。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	全役員・従業員のとるべき行動指針を定めた「企業倫理規定」では、株主・顧客・取引先・地域社会などのステークホルダーに企業の情報をタイムリーかつ公平・誠実に開示する開かれた会社であるべく行動原則を設けている。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の経営理念である「“人と地球の健康”への願いを実現する」に沿って、地球環境問題は当社の最重要課題の一つとして位置づけ、事業活動に伴う環境負荷軽減、環境分野での技術開発促進および社外での環境活動支援に注力している。これらの環境活動は「環境社会報告書」として毎年集約し、社外に公表している。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制は、企業として経営戦略や事業目的等を達成していくための組織運営上の重要な仕組みであり、企業倫理の遵守を含めリスクマネジメントと一体となって機能させるべきものであるという認識のもと、当社取締役、執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合すること、ならびに当社の業務が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制として、リスクマネジメントを中心とした内部統制体制を整備することを基本的な考え方としています。

#### 1. 職務執行体制

II.2で述べた会社の機関の指揮・監督のもと、業務を適正かつ効率的に遂行するための経営システムとして、各事業部門と営業・技術・製造・管理などの機能別部門とのマトリックス的連携経営を採用し、機能別部門に各担当専門分野における全社的な指導、統制およびモニタリング機能を持たせるとともに、取締役社長直轄の内部監査室による内部監査を実施して内部統制の有効性を確保することとしています。財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制の構築もこの考え方に依っています。すなわち、「財務報告に係る内部統制体制の構築に関する基本規定」に従って、内部統制担当役員のもとで、「財務報告に係る内部統制委員会」にて重要な事項を審議するとともに、内部統制の種類ごとにそれぞれの責任者が、企業グループとしてリスクに対応する体制の整備を進めています。

情報管理については、文書の保存に関する規定に従って職務執行に関連する情報や文書を保存するとともに、秘密情報管理や情報セキュリティに関する規定を定め、情報の適切な管理に努めています。

また、経営方針、予算管理、業績管理等につき、事業セグメントごとに子会社を含めた連結経営体制を敷き、企業グループとして、業務の適正確保と効率的な事業運営に努めています。

#### 2. コンプライアンスならびにリスクマネジメント体制

当社は、遵法を最重要課題としてコンプライアンスおよびリスクマネジメントの活動を推進しています。

コンプライアンスについては、「リスク・倫理会議」を中心に、「企業倫理規定」で定める行動原則と行動基準に従って、企業グループとして法令遵守および企業倫理の向上に努めています。また、内部通報制度として、内部からの相談・報告窓口を設けています。

リスクマネジメントについては、「リスクマネジメント基本規定」に従って、取締役社長を議長とする「リスク・倫理会議」にてリスクマネジメント活動上の重要な事項を審議するとともに、リスクマネジメント担当取締役のもとで、リスクの評価と管理の状況を把握し、企業グループとしてリスクの低減と発生時対応の体制の強化に努めています。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人・団体に関わるなど、社会的良識に反する行為は行わない」こと、すなわち「反社会的勢力に対し、毅然たる態度で臨み、その要求には一切応じない」ことを企業倫理規定に定め、反社会的勢力に対する当社の基本的考え方を全役員・従業員に明確に示しています。

この基本的考え方を確実に実践するために、総括責任部署を設置し、反社会的勢力に対する対応の指導や教育を行っています。また、警察や外部専門機関との連携を密にし、反社会的勢力に関する情報の収集・交換を行うとともに、有事の対応に備えています。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

## 該項目に関する補足説明

当社は、平成23年5月10日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号本文に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます)ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(同条第3号ロ(2))の一つとして、平成20年6月27日開催の第145期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入した当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の内容を一部改定した上、継続することとし(以下、改定後のプランを「本プラン」といいます)、その具体的な内容を決定し、平成23年6月29日開催の第148期定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て本プランを継続いたしました。

## イ 基本方針

当社取締役会は、当社株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社取締役会は、大量買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は「科学技術で社会に貢献する」という社是を実現するために、計測、医用、航空、産業機器を中心とする先端的な製品とサービスを提供するメーカーとして、将来を見据えた基礎研究や先進的な製品・事業の開発・製造・マーケティングのために多くの経営資源を投下しており、これらの経営施策が効果的に事業上の成果をもたらすためには、経営・事業方針の継続性を維持する必要があります。また、企業をとりまく激動する情勢のなかで、当社が持続的に成長を遂げていくための最大の源泉は、社是・経営理念や事業目標の実現に向けた従業員と経営陣との深い信頼関係を背景とした人材と組織、これを基盤とするノウハウや創意の蓄積と創造的な活力であり、それらを育む企業風土であります。このように、当社の企業価値は、当社がこれまでに投じ、培ってきた有形無形の財産と、その財産を活用して、長期的に発揮させていく的確な経営諸施策の遂行にその重要な源泉があります。

こうした当社の企業価値の源泉および中期経営計画の取組みが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられない場合には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

以上を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断されるために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために代替案の提示や買収者との交渉を行うことを可能としたりすることなどの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

## ロ 本プランの概要

## 1. 買付等に係る手続の設定

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等に対する20%以上の買付もしくはこれに類似する行為またはその提案(以下「買付等」といいます)が行われる場合に、買付等を行う者(以下「買付者等」といいます)に対し、(1)事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(2)当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(3)株主の皆様が当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めています。

## 2. 対抗措置の概要

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当て、その他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置(以下「対抗措置」と総称します)を行うものとし、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとします。

## 3. 取締役会の恣意的判断を排するための特別委員会の利用

本プランにおいては、対抗措置の発動または不発動の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、特別委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外監査役および有識者から構成される特別委員会の判断を経るとともに、株主の皆様が特別委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、特別委員会は、当社社外監査役1名および社外の有識者2名により構成されております。

## ハ 本プランの合理性

## 1. 株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、平成23年6月29日開催の第148期定時株主総会の終結の時から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっています。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会または取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

## 2. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動、不発動、および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置しました。特別委員会は、特別委員会規則に定める選任基準に基づき選任された、当社経営陣からの独立性の高い委員により構成されています。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、特別委員会が、特別委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、特別委員会によって、当社取締役会の恣意的判断を排除するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様が適時適切に情報開示をすることとしており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

## 3. 合理的な客観的要件の設定

本プランでは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

## 4. 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます)の助言を受けることができますものとしています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保さ

れる仕組みとなっています。

5.デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

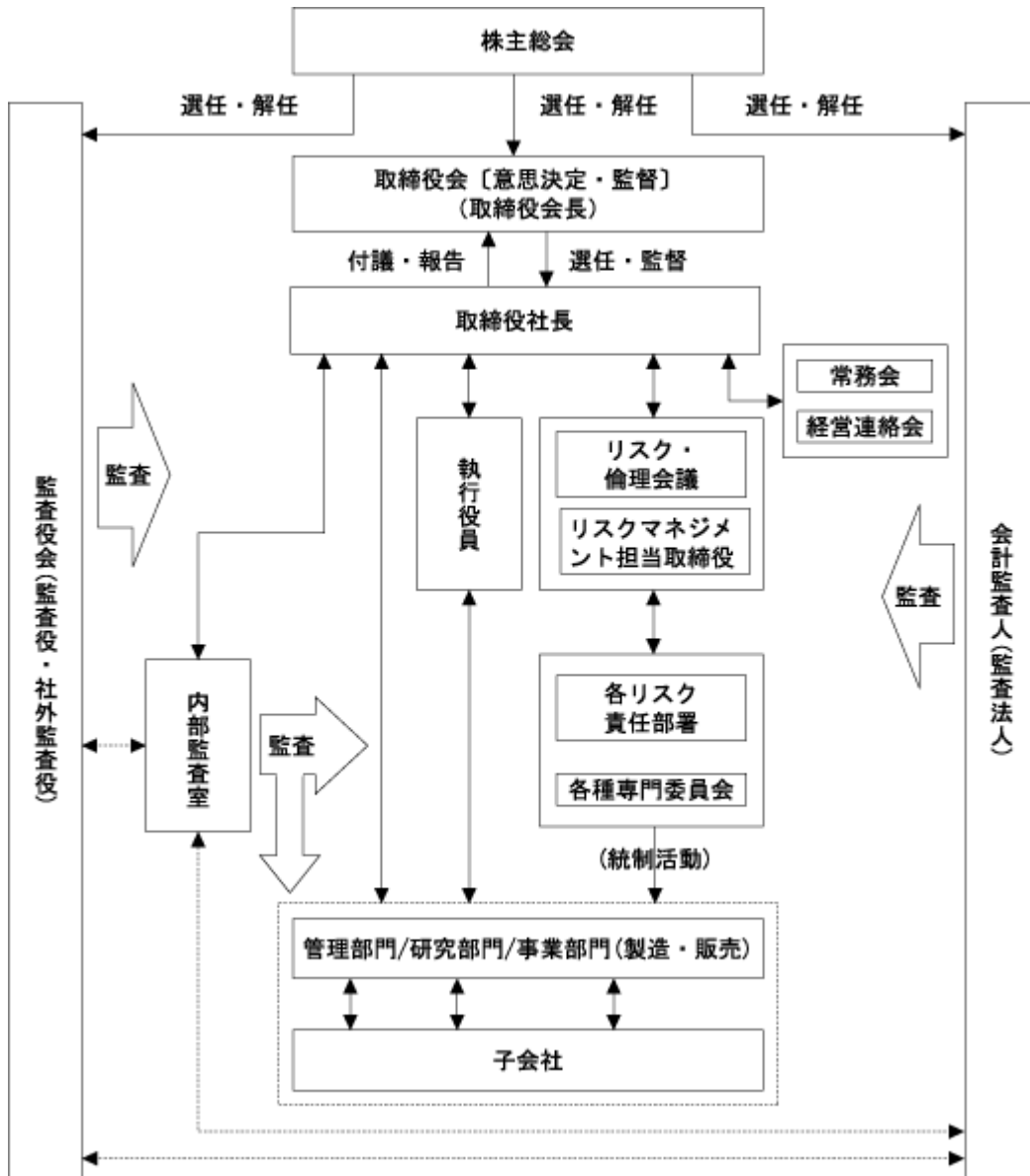
6.買収防衛策に関する指針を踏まえた内容であること

本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっています。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

---

【内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図】



【適時開示体制の概要模式図】

